価値の創出

暮らしへの支援への参画

(7) 関係機関との連携と地域づくり(地域共生社会の実現に向けて)

今後高齢化が一層進む中で、例えば、高齢の親と無職独身の子が同居する世帯、介護と 育児に同時に直面する世帯など、介護保険制度の中で、高齢者を対象として行われてきた 地域包括支援センターによる相談支援やケアマネジャーによる介護サービスの調整、相談 支援等だけでは解決できない、複雑化、多様化したケースへの対応が増加していくと考え られます。

これら課題の解決に向けて、地域包括支援センターだけでなく、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の様々な機関が連携し、区保健福祉センターが中心となり、関係者が一堂に会して支援方針を検討・共有するとともに、支援にあたっての役割分担を明確にする「総合的な支援調整の場(つながる場)」のような複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する取組み等を一層進めていく必要があります。

大阪市では、「大阪市地域福祉基本計画」を策定し、地域共生社会(図表6-2-2参照)の実現に向けて、支え合う地域づくりや相談支援体制の確立を進めており、本計画も連携して地域共生社会の実現に向けた取組みを進めていきます。

図表6-2-2 地域共生社会とは

地域共生社会とは ◆制度·分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主 体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、 住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会 支え・支えられる関係の循環 ~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成・ ◇居場所づくり ◇生きがいづくり ◇社会とのつながり ◇安心感ある暮らし ◇多様性を尊重し包摂 ◇健康づくり、介護予防 ◇ワークライフバランス する地域文化 すべての人の生活の基盤としての地域 ◇社会経済の担い手輩出 ◇就労や社会参加の場 ◇地域資源の有効活用、 や機会の提供 地域における人と資源の循環 雇用創出等による経済 ◇多様な主体による、

~地域社会の持続的発展の実現~ **
すべての社会・経済活動の基盤としての地域

産業

交通

環境

護の周辺業務を担う「介護助手(アシスタントワーカー)」等<mark>の</mark>、新たな人材<mark>について</mark> も検討に加えるなど、人材のすそ野の拡大に取り組んでいきます。

国においては介護人材の量的確保と質的確保を両立させるため、専門性の高い限られた介護人材をより専門性の高い中核的な職務に重点化する一方で、介護人材のすそ野の拡大を進め多様な人材の参入促進を図ることとされる中、大阪市においても、要支援者等に対するサービス提供にあたっては、訪問介護員による専門的なサービスを身体介護などのより専門性の高いサービスを必要とする方々に重点化するとともに、軽度の要支援者等に対する生活援助サービスを大阪市が実施する研修修了者等が提供することで、専門的な介護人材の機能分化を進めるとともに、集団指導等において研修を周知し新たな介護人材のすそ野を拡げる取組みを進めていきます。加えて、介護職員が働きやすい施設等の環境整備について、介護職員用の宿舎の整備について支援していきます。

また、介護職員の安定的な確保を図るとともに、事業主による介護職員の資質向上や雇用管理の改善の取組みがより一層促進されるよう、国の処遇改善加算は段階的に拡充されており、大阪市としても、介護職員処遇改善加算の取得促進に引き続き取り組みます。

(6) 在宅支援のための福祉サービスの充実

現状と課題

大阪市では、在宅で生活している高齢者に対する介護保険サービス以外の福祉サービスとして、食事の確保が困難な高齢者等に対し、栄養バランスの取れた配食を通じて利用者の安否確認を行う「生活支援型食事サービス」や、急病や家庭内での事故等発生時の緊急通報体制を整備する「緊急通報システム」、在宅の要介護高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、防火等の観点から自動消火器や電磁調理器、火災警報器の給付を行うとともに、緊急通報システムの利用にあたり電話回線がない方に対して高齢者用電話の給付を行う「日常生活用具の給付」等のサービスを実施しています。

また、在宅の要介護高齢者を介護する家族に対する支援として、介護負担を軽減することを目的として各種の介護用品と引き換え可能な給付券を交付する「介護用品支給事業」を実施しています。

大阪市高齢者実態調査によると、高齢者向け福祉サービス、制度の利用意向については、いずれのサービスも「サービス内容によっては利用したい」と回答した方が多くなっているものの、高齢者向け福祉サービス、制度の利用状況で

特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅など)

今後の高齢者人口の増加に伴う多様な住まいニーズに対応するため、本計画においても特定施設入居者生活介護の目標サービスの確保に努めていきます。

また、サービスの質を確保するため、事業者の指導を行います。

養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上の理由や経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な高齢者のための施設です。大阪市においてはひとり暮らし高齢者や低所得の高齢者が多い状況や、建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいることなどから、施設の改築等について必要な支援を行います。

また、2006(平成18)年度から、養護老人ホームにおいて、入所者の身体機能の低下などで介護を要する高齢者が増加している状況に的確に対応するため、特定施設入居者生活介護の指定を受けることが可能となっており、既に特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設以外にも施設の入所者の状況を勘案しながら、必要に応じ特定施設入居者生活介護の指定に向けた取組みを行います。

軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、身寄りがなかったり、家族との同居が困難な低所得の高齢者のセーフティネットとして重要な役割を担っています。こうした状況を踏まえて、 建設されてから相当の期間を経過し、老朽化が進んでいる施設の改築等の検討を進め、必要な支援を行います。

その他

介護施設等における看取りに対応できる環境を整備する観点から、看取り及び家 族等の宿泊のための個室の確保を目的として行う整備について支援していきます。

(4)住まいに対する指導体制の確保

現状と課題

近年増加している有料老人ホームについては、高齢者を入居させ、入浴、排せつも しくは食事の介護、食事の提供その他日常生活上必要な洗濯、掃除等の家事 又は健康管理の便宜の提供をする事業を行う施設であり、市長に設置届を提 出する事が義務付けられており、食事提供など有料老人ホームの定義に該当

○ ゲートキーパーの養成	2017 (平成29) 年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
研修会開催回数	12回	11回	41回
参加者数	延3, 537人	延946人	延1,312人
O 自殺未遂者支援事業	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
相談者数	延504人	延532人	延613人
〇 自死遺族相談	2017(平成29)年度	2018(平成30)年度	2019(令和元)年度
開催回数	35回	37回	45回
相談者数	延 76 人	延 96 人	延 110 人

(3) 保健事業と介護予防の一体的な実施

高齢者の心身の多様な課題に対し、切れ目のないきめ細かな支援の実現をめざし、高齢者の社会参加を含むフレイル対策に着眼した高齢者支援と、疾病予防・重症化予防の促進に取り組み、健康寿命の延伸を図るため、高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施を推進します。

重点的な取組み内容は、

P167「(3) 保健事業と介護予防の一体的な実施」参照

ア 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

KDBシステム等を活用し、医療・介護・健診等のデータをもとに、地域の健康課題や対象者の把握を行い、医療専門職がフレイルや循環器病を含む生活習慣病の重症化予防等を行うための訪問による個別支援等を行います。

○後期高齢者医療訪問歯科健診

後期高齢者の口腔機能の低下等を予防し、健康の保持増進につなげるために、通院による歯科健診の受診が困難な方に対し、歯科医師・歯科衛生士が利用者の自宅に訪問して歯科健診・訪問指導を行います。

〇ハイリスク高齢者家庭訪問事業

フレイル状態の方等、より効果的に事業実施できるよう対象者の見直しを行い、保健 師等が訪問等により適切な支援を行います。